

而御誕生、則同所にて御逝去。内膳儀當寺檀那故、以此緣御遺骸當寺へ御移被成候。以上。

正徳三年三月

高 巖 寺

右は、舊藩五世參議中將綱紀卿より尋ねさせらるるにより、金澤寺社奉行まで書出したる扣なりといへり。

○一柳監物直興靈堂

昔は高巖寺本堂脇に靈堂ありしかど、後破損して取毀ち、今は惣位牌所にその位牌を置きたり。藩翰譜に云ふ。一柳監物直興は、一柳丹後守直重の長男にて、伊豫國新居郡西條の城主にて、父の遺領三萬石の内二萬五千石を領し、舎弟半彌直照に五千石を分つ。直興後に罪蒙りて、寛文五年七月廿九日加賀國へ流され、加賀守綱紀卿に預けられて家絶えたり。とあり。さて此の時加州家より守護し來り、金澤木新保に百間四方の居所を構へ、爰に入置かれ、禁錮せらるゝ事凡二十二年。貞享三年六月廿六日加州領内徘徊の議、幕府より免ぜられ、元祿十五年八月三日曉七十九歳にて卒す。翌四日見届の上、遺骸を塩詰となし、幕府へ伺之上、埋葬の式ありたりとぞ。一柳家の菩提所は、臨濟宗金

池院なり。高巖寺は則ち臨濟宗、殊に延寶五年折違町火災の節、監物殿高巖寺へ立退かれ、其の頃住職普門和尚と契約の次第も有之に付き、旁八月廿六日高巖寺に於て葬禮を營み、野田山へ埋葬す。同月廿九日晦日の兩日法會執行。綱紀卿より使者を以て香典銀二百兩を供へられ、且葬送并法會諸入費共悉く賜はりたり。其の巨細は木新保の條に載せたり。同年九月監物殿召連れられし家士高嶺十郎左衛門以下四人、情願に依つて前田家へ召抱えられ、各家祿を賜はりたり。依つて高嶺等の四士皆高巖寺の檀那と成り、故主一柳殿の位牌を守護し、年忌の法會執行方などの事も主宰なしけりと。左の草案、寺中に存在せり。

覺

一、法事料

竹越江守殿御母儀 春臺院殿

一、白銀三枚

一、金子二百疋

一、金子八 疋

故監物殿甥 一柳主稅

右來月三日一柳故監物殿十七回忌に付、江戸より高嶺源太左衛門方迄被指越候由に而、源太左衛門病氣故以使者爲持被越候に付、來月二三日法事執行仕筈に御座候。依之

御案内申上候。以上。

七月廿七日

高 巖 寺

永原 左京殿

菊池 大學殿

伊藤 内膳殿

右は享保三年戊戌金澤寺社奉行所への上申書也。さて其の後靈堂も破損し、修繕方も等閑にて、終に取毀ちたりけん。寛政年間一柳の末家なりし家士某金澤へ來り、高巖寺に尋ね行き、故監物殿の位牌を拜しけるが、其の頃既に靈堂も無之、監物殿の位牌を高嶺等が位牌と一集に惣位牌所に混じあるを見て甚だ歎息し、さて〳〵高嶺等の人々は故君の恩を知らざる者共哉。今度彼等子孫の者共を尋ね度しと存する處、右やうなる心中の者共ならば尋ぬるに不及とて、直に歸邑せりと、彼の寺僧の語れりと湯淺祇庸いへり。

○密巖前橋

高巖寺の門前なる倉月用水川に架けたる橋也。咄隨筆に、村井主膳家士笠松惣左衛門、若き時は源八と稱し、織田小八郎に奉公せしが、或時小八郎高巖寺前の橋の上より川中

へ落馬せられたりしが、源八續きて飛込み引あげり。自餘の供人はいかゞありけん。源八に薄柿小紋に瓜の紋所なる禮服を褒美に賜ふ。といふ事見ねたり。

○田中式如舊邸

享保九年の土帳に、三百石神道者田中左源太居邸光岸前。とあり。その邸地は今詳かならずといへども、密巖前高巖寺の近所なりといへり。

○田中式如傳

田中氏系圖に云ふ。本姓橋。諸兄公末葉、世々近江國高嶋郡田中村居住。依之號田中氏。始祖田中伯耆守采弘男久兵衛吉政。奉仕于信長。公賜三千石。後追々加恩。領三萬石。叙任從五位下兵部少輔。江州甲賀郡八幡山城主也。後領執後一國。久留米在城。長男民部少輔長顯有故父子不和。不繼家督爲處士。於京都卒。長顯孫田中壽庵宗顯。其子宗二以處士終。宗二長男宗得號一閑。初仕于信州高遠之領主鳥居左京亮忠常。鳥居家沒落。流浪住于江戸。寛文六年五月。奉仕于綱紀卿。元祿十三年十二月廿五日没。七十六歳。式如初式昭。號左源太。實阿波德嶋之處士眞塩元東男。初稱松